

勘定科目内訳明細書の記載ポイント

ここでは、売掛金(未収入金)の内訳書の記載ポイントについて説明します。

売掛金(未収入金)の内訳書

売掛金の内訳書を税務署に提出する際には、得意先別期末残高が 50 万円以上のものを得意先別に記載することになっています。

会計ソフトの普及により、多くの税理士がこの内訳書をパソコンから出力しています。そして、最初に登録した得意先の名称や所在地の順番で、金額だけ修正するパターンになっています。

税務署提出用はこれでも良いのですが、銀行では売掛金の内訳を下記の観点からじっくり分析します。

主要な得意先の入金が定期的かつ確実になされているのかどうか
前期との比較で同一の取引先に対して残高に同じものがないかどうか
(取立不能債権の有無)
残高が急激に増加していないかどうか(粉飾の有無)
今期に突然計上されている得意先がないかどうか(粉飾の有無)

内訳書の記載は、あなたの会社の重要な得意先の順番で記載することがポイントです。そして、その順番で残高を記入するようにして下さい。50 万円未満のものを記載して税務署に提出しても何ら問題がありません。

重要な得意先の売掛金が、定期的かつ確実に入金されている状況なら、積極的に提出した方が経営者の財務知識だけでなく、経理の管理体制についても高い評価につながります。